令和８年度 第１回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日　時】:　令和８年７月７日（火）午後１時３０分～２時４５分

【会　場】:　新潟市役所 本館５階 全員協議会室

【出席者】:　委員長　松岡　立行　（弁護士）

委　員　石塚　千賀子（大学教授）

委　員　梅澤　克博　（公認会計士）

委　員　坂本　芳子　（税理士）

（出席数：４名／委員数：６名）

【傍聴者】: なし

（司　会）

令和８年度第一回新潟市入札等評価委員会を開催いたします。

司会を務めます契約課工事契約係長の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、今井委員と芳賀委員は欠席でございます。

はじめに、配付資料について１点ご連絡いたします。机上に両面印刷の資料を１枚配付しておりますが、こちらは、事前に送付いたしました別紙資料２の最後のページの差し替え資料です。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

続きまして、開会にあたり、事務局より２点ご連絡いたします。１点目、当委員会は会議録を作成、公開する関係から、会議を録音させていただいております。会議録については、後日、ホームページに掲載させていただいておりますので、ご承知おきください。

２点目、当委員会は公開会議であることから、報道機関等の写真撮影は許可することとしております。

それでは松岡委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（松岡委員長）

委員長の松岡です。委員の皆さん、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより、令和８年度第１回新潟市入札等評価委員会定例会議を開催いたします。

次第１「定例会議報告」の（１）令和７年度下半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、事務局は報告をお願いします。

（事務局）

契約課の飯田です。このたびは、皆様、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。それぞれの立場において、公平な視点で新潟市の入札制度について忌憚のないご意見をいただ

きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、令和７年度下半期の発注工事に関する入札・契約手続の運用状況について、報告と説明をさせていただきます。お手元の資料１ページ「発注工事総括表」をご覧ください。予定価格が 400 万円以下の工事を除く、令和７年 10 月から令和８年３月までの半年間の発注工事の状況です。契約総件数が 421 件、当初契約額の合計は 174 億 5,139 万 6,150 円で、平均落札率は 92.33 パーセントとなっています。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。

件数については、前年同期が 383 件であったのに対し、38 件の増となっています。これは、能登半島地震からの災害復旧工事が令和６年度下半期では 46 件でしたが、令和７年度下半期では 89 件に増加したことによるものです。当初契約額については約 21 億円の減となっています。契約金額３億円以上の大型工事が、令和６年度下半期では 10 件でしたが、令和７年度下半期では４件に減少したことによるものです。

平均落札率については、前年同期が 92.61 パーセントであったのに対し、0.28 ポイント減少しています。令和６年度下半期と比べ、制限付一般競争入札、指名競争入札の平均落札率が低くなったことによるものです。

次に２ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示ししたグラフに、令和７年度下半期のデータを追加しております。平成 17 年度以降、下がり続けた平均落札率は、平成 20 年度に最低制限価格を２パーセント引き上げたことを契機に上昇しました。その後は、令和６年の能登半島地震などの突発的な事由による変動はあるものの、おおむね横ばいの状態が続いております。入札改革の経緯については記載のとおりです。

次に、総合評価方式について、技術管理課から説明いたします。

（事務局）

技術管理課の今井でございます。よろしくお願いいたします。総合評価方式についてご説明させていただきます。

本市では、1,000 万円以上の工事は一般競争で入札を行っており、さらに 5,000 万円以上については、災害復旧や緊急を要する特別な工事を除いて、総合評価方式で落札候補者を決定しております。総合評価方式では、入札価格を数値化した価格点と過去の実績や工事成績を数値化した技術点との合計が、最も高い応札者が落札候補となります。総合評価方式を活用することにより、価格のみで評価をする一般競争入札方式に比べ、より技術力を持ち合わせた会社との契約や、質の高い工事目的物が期待できるため、工事の品質確保のための主要な取組みとされています。

以上で、総合評価方式の説明を終わります。

（松岡委員長）

ただいまのご説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「苦情処理」、「指名停止」、「談合情報対応」について、事務局は報告をお願いいたします。

（事務局）

次に、「苦情処理」、「指名停止」、「談合情報対応」について報告いたします。資料の３ページをご覧ください。苦情処理について、該当案件はありませんでした。

続きまして、４ページから６ページの「指名停止」についてです。令和７年度下半期において指名停止となった案件は２件で、該当業者は４社です。

１社目の措置対象事業者は、極東開発工業株式会社です。特定特装車製品の製造販売に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和７年９月 24 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。このことが、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第２条、別表第２第３号の独占禁止法違反に該当し、本来６か月の指名停止とするところですが、課徴金減免制度が適用されたため、運用基準第 13、第４号に基づき２分の１の期間である３か月の指名停止といたしました。

２社目は、新明和工業株式会社です。１社目の極東開発工業株式会社と同一の事由により、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。こちらも課徴金減免制度が適用されたため２分の１の期間としますが、別の事案により、令和７年５月１日付で３か月間の指名停止措置を行っていたため、措置要領第２条第２項により指名停止期間を２倍とし、６か月の指名停止といたしました。

３社目は、株式会社トーニチコンサルタントです。特定跨線橋点検等業務の入札等に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和７年 12 月 19 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。このことが、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第２条、別表第２、第３号の独占禁止法違反に該当し、本来６か月の指名停止とするところですが、課徴金減免制度が適用されたため、運用基準第 13 号第４号に基づき、２分の１の期間である３か月の指名停止といたしました。

４社目は、日本交通技術株式会社です。３社目の株式会社トーニチコンサルタントと同一の事由により、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため、６か月の指名停止といたしました。

５ページと６ページには、指名停止等措置要領、運用基準の該当条項を参考に掲載しており

ます。
続きまして、７ページをご覧ください。談合情報について、該当案件はありませんでした。
以上で、令和７年度下半期の総括的な報告とさせていただきます。
（松岡委員長）
ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。
続きまして、次第（２）当番委員より抽出工事事案の説明についてです。今回、審議する抽出事案につきましては、当番委員の石塚委員から事前に抽出いただいております。抽出事案と抽出理由について、石塚委員から説明をお願いします。
（石塚委員）
制限付一般競争入札に関して、まず№17、落札率が 99.83 パーセントと高く、申請者が１者のため、その経緯を知りたいということ。№129 に関しては、申請者８者のうち辞退が７者、落札率が 91.57 パーセントと高いため、その経緯を知りたい。№253、254 に関しては、両工事とも契約金が２億 2,440 万と高く、落札率が 97.55 パーセントであり、申請者が１社だけである。総合評価が記載されていない。これらの経緯を知りたいということで、いずれも競争性というものが十分に確保されていたかどうかという視点から抽出をしております。
指名競争入札が№59 と 61 です。まず№59 のほうが、申請者が 16 者、そのうち無効１、超過２、棄権１、辞退 10。この辞退件数が多い経緯を知りたいということ。№61 の案件が、落札率が 98.84 パーセントと高く、かつ申請者が 13 者に対して 11 者辞退、１者無効となった経緯を知りたいというものです。
随意契約に関しては、№14 です。落札率 100 パーセント及び当該企業と随意契約に至った経緯について知りたいということです。落札率 100 パーセントということもそうですけれども、予定価格の妥当性のようなことも含めて、ご回答いただければと思います。
（松岡委員長）
ありがとうございました。抽出事案については、事務局から一般競争、入札指名競争、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑につきまして、ある程度区切りながら行いたいと思います。それでは、一般競争入札の事案について、事務局は説明をお願いいたします。
（事務局）
契約課課長補佐の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
資料 10 ページをご覧ください。抽出事案①西下第 13 号「木戸排水区枝線 301 他管更生工事」について説明いたします。発注方式は制限付一般競争入札で総合評価方式を適用し、工事担当課は西部地域下水道事務所です。予定価格は 8,815 万円で、落札金額は 8,800 万円でし

た。いずれも税抜きの金額で、落札率98.83パーセント落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の工事種別は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式などの29工種のうち、該当工種を設定しており、本事案は土木一式でした。11ページの工事概要に関する資料をご覧ください。管更生工事とは、古くなった下水管などの配管を壊さずに、その内側に新しい管を形成するものです。地中に埋設された下水管の老朽化を放置してしまうと、漏水や浸水、道路の陥没などのトラブルにつながり、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があるため、これらを事前に防ぐための工事となります。

前のページに戻りまして、中ほどの競争参加資格の設定内容についてです。こちらは、後ほど説明いたします個別の参加資格要件と全工事に共通する一般的事項を定めた一般競争入札共通公告の入札参加要件を適用しています。資格を設定した経緯・理由ですが、本工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮り、定めております。資格参加申請書の提出者数、辞退者数等、入札参加者数ですが、資格参加申請書の提出者数は、電子入札における参加申請の申し込みを行った者の数で、7者。辞退者数とは申し込み後に辞退等の手続きを行った者の総数で、6者となっております。入札参加者数は、参加者数から辞退者数等を除いた1者で、最終的な有効札の業者数は1者でした。落札候補者の資格認定については、本市では、一般競争入札における全ての案件で落札候補者に対し入札後に資格を審査しております。入札状況等の契約までの経過については記載のとおりです。

続いて、13ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告内容となります。上から、案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等は先ほど説明したとおりです。中段の、予定価格は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。最低制限価格は総合評価方式のため設けておりません。

続いて、申請申込締切日時から入開札予定日時は、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。前払金は、契約締結後、施工業者から請求があった場合、契約金額の4割以内を前払いするもので、本工事では「する」としています。部分払いは、工期が2か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものですので、本工事では、「しない」としております。入札保証金は新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であるため免除とし、請負業者賠償責任保険は要加入としております。単体または特定共同企業体の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分です。単体または特定共同企業体については、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としていますが、本工事では単体と設定しています。

格付または評点ですが、本市の競争入札に参加するためには、２年に一度、入札参加資格申請を行う必要があり、この申請に基づき、市で資格の認定と格付を行っております。本工事ではランクは問わず、発注工種である土木一式に登録している業者を対象としております。営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本工事では、市内に本社、本店または支店、営業所を有する業者としております。実績要件は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成22年４月１日以降に竣工した請負金額1,000万円以上の下水道管更生工事の実績があるもので、公共工事またはコリンズ登録の公共発注機関等の工事に限っています。また、日本下水道新技術機構の建設技術証明を受けた本管更生工法の技術講習を受けた技術者を配置することを要件として求めています。工事概要は、先ほどのご説明のとおりです。

14ページの入札・契約結果をご覧ください。先ほどご説明のとおり、事後公表とした予定価格は8,815万円。最低制限価格は総合評価方式のため設定しておりません。本案件は、開札時に応札者が１者のみで、予定価格を超過していたため、翌日に再入札を実施しました。お配りした抽出事案一覧表には、再入札時の状況を記載していたため、参加が１者のみとなっておりますが、実際にはこちらのとおり、１回目の入札時の参加申請者は７者、辞退者が５者で、失格が１者でした。失格は、総合評価の技術資料の提出がなかったことによるものです。１回目、１月14日の開札時に応札者１者が予定価格を超過していたため、翌１月15日に再入札を実施したところ、予定価格内で応札があり、技術点を含めた総合評価の結果、株式会社丸山工務所新潟営業所が落札いたしました。落札金額は8,800万円です。

落札率が高くなった要因については、本案件の施工条件と受注環境が影響したものと考えております。

本案件は、複数路線を一括して発注した工事であり、施工箇所ごとに条件が異なる中で調整を要する内容でした。また、施工対象となる下水道管についても、小口径管と大口径管が混在し、工法や施工条件が異なるほか、昼間施工と夜間施工も混在しており、施工管理や工程調整の負担が比較的大きい案件でした。その一方で、金額的にはそれほど大きな案件ではなかったため、事業者によっては他の案件を優先する判断につながり、参加申請後の辞退が多く発生したものと考えております。落札業者においても、施工条件や必要な体制確保を踏まえたうえで価格設定を行った結果、過度な価格競争とはならず、予定価格に近い応札となったものと考えております。

以上のように、案件の特性と受注環境の双方が影響し、辞退が多く、結果として落札率も高くなったものと考えております。

総合評価の内容については、技術管理課からご説明いたします。

（事務局）

技術管理課の今井です。抽出事案の総合評価についてご説明いたします。

資料の15ページ、総合評価方式による評価結果をご覧ください。表の上のほうで、青色の線で囲まれている予定価格と調査基準価格は、契約課で案件ごとに定めている価格です。今回の案件については、調査基準価格以上、予定価格以下の範囲で、最低の入札価であることから、赤い線で囲まれた価格点は、最高得点80点となっております。

次に、技術点について説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。赤い枠で囲まれた項目が工事成績や過去の施工実績等から構成される評価項目となっております。今回の案件は、設計額が8,000万円から２億円の間となりますので、総合評価方式の特別簡易型Ⅱ型を採用しております。青い枠で囲まれた表をご覧ください。こちらが技術点の配点となっております。

再度、資料の15ページ、総合評価方式による評価結果の赤枠をご覧ください。先ほど説明した技術点の合計が5.35点となり、価格点との合計が85.35点となりました。この案件は１者のみの応札でしたので、株式会社丸山工務所新潟営業所が落札候補者となりました。その後、候補者から、技術評価を確認する書類の提出を受けて審査を行い、その結果、誤りがないことが確認できたため、落札候補者となりました。

以上で説明を終わります。

（松岡委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問はございますでしょうか。

（石塚委員）

丁寧なご回答、ありがとうございます。質問は二つあるのですけれども、１点は、最初から参加が１者だったのではなく、５者の辞退があったということが肝になっているわけです。辞退の理由というのはすごく重要なのではないかと思っていて、なぜなら、例えば辞退の理由でもう少し期間が見えるものとか、リスクが分かりやすい内容の仕様書があるとよかったのかもとか、そういった可能性を考えます。少しでも応募する人が多いというのは重要なことだと思います。ですので、辞退の理由というのが重要かと思うのですが、実際のところ、ヒアリングや書面で提出させることはされているのでしょうか。これが１点です。辞退の理由は何でしょうかということです。

また、公表から参加締め切りまでが期間が約１週間ですが、これは最初のものですか。12月11日から12月18日までということで、この１週間というのは２回目だったら妥当かなと思うのですが、１回目だったらどうなのだろうと、短くないのかなというのが、素人ながらの感想なので、そこら辺はどうなのか、お聞きしたいと思います。

（松岡委員長）

では、ご回答をお願いいいたします。

（事務局）

契約課の鈴木からお答えいたします。

その前に、先ほどの説明の中で訂正がございます。10 ページに関する説明の中で、落札率 99.83 パーセントであるところ、98.83 パーセントとお話ししておりました。正しくは 99.83 パーセント、10 ページのほうが正しくなっております。大変失礼いたしました。

続きまして、ご質問にお答えいたします。まず１点目の、辞退しました５社の辞退理由についてです。いずれも、他の工事を受注したため、技術者の確保ができなかったと把握しております。

続きまして、ご質問の二つ目についてお答えいたします。スケジュール、期間に関するご説明になります。13 ページの資料に記載されております期間については、いずれも１回目の入札時に示している期間になります。申請申込締切日時が令和７年 12 月 18 日であり、電子申請の入札日時が令和８年１月８日から１月 13 日までとなっておりまして、申し込み締切日時から入札の締切日時までの間に、十分な期間が用意されていると考えております。

（石塚委員）

ありがとうございます。分かりました。５者が技術者の確保ができなかったからということが重なっているので、入札の時期というものの適切性、繁忙期が重なってしまっていることが考えられなくもないというところもあるので、参考までの意見でございます。

（松岡委員長）

それでは、残りの一般競争入札２件について、事務局は説明をお願いいたします。

（事務局）

南区地域総務課課長補佐の坂上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 17 ページをご覧ください。抽出事案②西土第 17 号「一般県道燕白根線新飯田橋橋梁補修工事」について説明いたします。発注方式は、制限付一般競争入札で、工事担当課は西部地域土木事務所です。予定価格は 3,877 万円で、落札金額は 3,550 万円でした。いずれも税抜きの金額で、落札率 91.57 パーセントは、落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の工事種別ですが、本案件はとび・土工・コンクリート工事となっております。

18 ページをご覧ください。工事概要に関する資料となります。本工事は、令和３年度に実施した橋梁点検により、主桁補強部材に腐食や断面減少が確認されたことから、新潟市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施し、橋梁の長寿命化を図ることを目的とした補修工事とな

ります。

19ページの入札公告をご覧ください。上から、案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等は先ほど説明したとおりです。中段の、予定価格は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。最低制限価格は設けるとしております。

続いて、申請申込締切日時から入開札予定日時は、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。前払金は、本工事ではする、部分払いはしないとしております。入札保証金は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登載されている業者であるため免除とし、請負業者賠償責任保険は要加入としております。

単体または特定共同企業体の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分です。単体または特定共同企業体については、工種により一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としていますが、本工事は該当しないため、単体と設定しています。

格付または評点ですが、本市の競争入札に参加するためには、２年に一度、入札参加資格申請を行う必要があり、この申請に基づき、市で資格の認定と格付を行っております。本工事では発注工種である、とび・土工・コンクリート工事に登録している業者を対象としております。

営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本工事では、新潟市内に本社・本店を有するものとしております。

実績要件は、南区請負工事審査委員会に諮って定めた要件として、平成22年４月１日以降に竣工した、公共工事またはコリンズ登録の公共発注機関等の工事で、請負金額250万円超の橋梁における落橋防止装置または支承取替工事の実績を有することを要件として求めています。

工事概要は、先ほどご説明したとおりです。

20ページ、入札・契約結果詳細をご覧ください。８者が入札参加申請をし、その後７者が辞退し、残り１者が有効札となりました。辞退理由といたしましては、他に工事を受注し、技術者の確保ができなくなったとした者が５者、積算コストに比べ、受注可能性が低く受注意欲が湧かなかったとする者が１者、積算してみたが予定価格以上だったとする者が１者でした。抽出理由でご説明のあった落札率が高かった理由についてですが、入札参加者は、工事担当課が作成する金抜き設計書に基づき積算を行っております。この設計書には工事に必要な材料等が詳細に記載されており、高い精度で工事費用を積算できることから、入札参加者は予定価格を正確に予測できるのではないかと考えております。

南区の抽出事案の説明は以上となります。

（事務局）

契約課の鈴木でございます。

資料21ページをご覧ください。抽出事案③－１下管第37号「関新ポンプ場№.２雨水ポンプ用原動機整備工事」及び抽出事案③－２下管第38号「関新ポンプ場№.５雨水ポンプ用原動機整備工事」について説明いたします。発注方式は、制限付一般競争入札で、工事担当課は下水道管理センターです。予定価格は２億913万円、落札金額は２億400万円でした。いずれも税抜きの金額で、落札率は97.55パーセントでした。

工事種別は機械器具設置で、工事概要については、22 ページに記載のとおりです。関新ポンプ場に設置されている№.２雨水ポンプ用原動機の部品取替を伴う整備を行うものです。設置から23年が経過しており、故障した場合、雨水の排水ができなくなってしまうことから、原動機の機器性能を回復させる目的です。

次の資格を設定した経緯・理由については、新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮り決定したものです。

次の欄の資格参加申請書の提出者数等は記載のとおりです。

続いて、23 ページの入札公告をご覧ください。上段の予定価格は事後公表とし、次の最低制限価格は設けるとしております。

次に、下段の入札参加資格の要件を説明いたします。単体または特定共同企業体については、単体と設定しています。特定建設業については、特定建設業の許可が必要です。営業拠点については、市内に本社・本店または支店、営業所を有する業者としております。

次の実績要件については、平成22年４月１日以降に竣工した、請負金額250万円超の下水処理場またはポンプ場のポンプ駆動用のガスタービンエンジンの据付工事または分解整備工事の元請実績があるものです。

24 ページの入札・契約結果をご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、事後公表とした予定価格は２億913万円、最低制限価格は１億9,450万円です。入札参加申請者は１者で、参加申請後の辞退者はいませんでした。敦井産業株式会社が予定価格内で入札し、落札しました。落札金額は２億400万円です。

資料25ページからは、抽出事案③－２下管第38号「関新ポンプ場№.５雨水ポンプ用原動機整備工事」の資料です。工事内容、予定価格、入札結果等はすべて、今ほどご説明した№.２雨水ポンプと同様のため、説明は割愛させていただきます。

参加者が１者のみであった要因についてですが、本案件は既設設備の整備工事であり、施工管理上、対象設備の構造や運転条件、過去の整備履歴等に関する理解が必要となります。敦井産業株式会社はポンプ場新設時の機器設置業者であり、当該設備に関する知見や対応実績を有しているため、参加しやすい案件であった可能性があると考えております。一方で、入札にあ

たっては、特定事業者に限定されないように参加資格要件を設定しており、複数事業者による参加が可能な条件としておりました。結果として参加者は１者となりましたが、各事業者による受注意向や施工体制、技術的な判断等を踏まえた結果であり、競争参加の機会自体は確保されていたものと考えております。また、落札率の高さについてですが、対象設備に対する知見や施工実績等を有する事業者において、施工条件や必要経費を比較的高い精度で見込める性質があることから、結果として、予定価格との乖離が小さくなった可能性があると考えております。また、一般競争入札では、最低制限価格を下回る価格で応札した場合は失格となるため、事業者としても無理な価格競争を行うより、工事を確実に実施できる価格で応札した結果、予定価格に近い落札率になったものと考えております。

総合評価の記載がない理由については、本案件が価格競争のみの一般競争入札であったためです。今年度より、契約課発注の案件は、原則すべて総合評価方式としておりますが、昨年度までは、契約課発注案件のうち６割程度を総合評価方式とすることを目安として、案件ごとに決定しており、一定金額以上の案件を一律に総合評価方式とする取扱いではありませんでした。その中で、機械器具設置工事については、従来からの発注実績も踏まえ、価格のみの一般競争入札による発注を基本として運用していたため、本案件についても同様の取扱いとしたものです。

（松岡委員長）

ありがとうございます。ただいまの２件の説明について、ご質問はございますでしょうか。

（坂本委員）

先ほどの１番とも少し重なる部分があるのですけれども、まず、13 ページの入札公告のところの最後の備考欄に、積算疑義申立対象案件ですとあるのですけれども、この積算疑義申立案件というものがどういうものか、教えていただきたいです。それ以降の２番、３番については、その記載はないので、これが総合評価方式と一般入札方式で変わるものなのかどうかというところも含めて教えていただきたいと思います。

（事務局）

まず、積算疑義申立対象案件についてです。こちらは、入札の透明性と公平性を確保するため、土木一式工事と舗装工事と造園工事の３工種を対象に実施しております。設計書について疑義があった場合、一定期間、その疑義を受け付け、工事担当課で積算などを再度確認します。これは、工事担当課の積算誤りなどの可能性もあることから、業者からの申立を受付けているものです。

続きまして、ポンプ場の②、③についてです。こちらが疑義対象案件となっていないことについてですけれども、対象となるのが、土木一式工事と舗装工事と造園工事の３工種のため、

②、③につきましては、機械器具設置という工種ですので、対象となりませんでした。

（坂本委員）

ありがとうございます。総合評価方式とか一般入札方式の区別ではなくて、工種によって変わってくるという認識で大丈夫でしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（坂本委員）

ありがとうございました。

（松岡委員長）

工種によって疑義の対象とするかどうかを区別している理由というのが、工種によっては単純すぎるから、積算ミスがほぼないからとか、そういう理由で区分してるのでしょうか。その辺のご説明をいただけると納得性が高まると思うのですが。

（事務局）

申し訳ありません。少し確認の時間をいただきたいと思います。

（松岡委員長）

一般的に考えると、機械の設置とかは単純でミスがないから、わざわざ疑義は受け付けないよと。市の職員の方々のお仕事の量もあるでしょうから、複雑で積算ミスが起こりやすいものだけ疑義を受け付けるという方が合理的な感じがするのですが、どうなのでしょうか。

（事務局）

対象案件とするかどうかについての基準なのですけれども、３工種、土木一式と舗装工事と造園工事、これらについては積算の公開をしておりますので、業者さん側でも確認作業ができます。従いまして、これらを対象としているという仕組みになります。

（松岡委員長）

ほかの工種は、そもそも積算の公開をしていないから、疑義を持ちようがないということなのでしょうか。

（事務局）

おっしゃるとおりです。

（松岡委員長）

分かりました。理解できました。ありがとうございます。ほかに委員の先生方。

（梅澤委員）

雨水ポンプのところで、質問というより意見になってしまうのですけれども、既存設備の更新ということで、敦井産業さんが設置されて、工事をされることになったのですけれども、も

ともと敦井産業さんがやったから知見などもあって、使う部品とかも把握しているということで、ほかの業者さんが入りにくいということであれば、競争性を担保する一般競争入札にするのが、いまいち制度趣旨とあっていないのではないかと思っていて。発注側からすると、一応制度上の担保は取っていると思うのですけれども、入札する会社さん側からすると、敦井産業さんが一歩、二歩リードしている状況で、入札に参加しないといけないという状況になるのかなと思いました。そうであれば、競争性を担保すると、一般競争入札はあまりそぐわないのではないかと思ったところです。

（松岡委員長）

意見ということでしたけど、もしご説明あれば。

（事務局）

梅澤議員がおっしゃるとおり、場合によっては、今回の下水道のポンプ場は公告をしまして入札参加を募集しておりますけれども、例えば清掃センターのような場所で、建設当時施工した業者しか参入ができないというような場合は、一般競争入札ではなくて一者随意契約ということもあります。こちらのほうは、今回、たまたま参加が１者でしたけれども、先ほどご説明したとおり、過去の実績から他に参入の余地があるということで、一般競争入札としております。

（石塚委員）

回答ありがとうございました。私のほうから、１点質問と、１点意見がございます。まず質問なのですけれども、念のため、参考見積提出者と落札者は一緒ではないということを確認したいと思います。１者への高額案件への集中の合理性というのは、やはりニュートラルに見て、きちんと合理性を持って説明してほしいところもあります。

（事務局）

ありがとうございます。こちらのほうは、発注者、市役所のほうで設計と積算をして、予定価格を算出しております。

（石塚委員）

ありがとうございます。

意見なのですけれども、総合評価で前も申し上げたと思うのですけれども、すごくいい項目が入っていますよね。建設業というのは３Ｋとかけっこう厳しい状況でもあるのですけれども、このことによってナッジが効くんじゃないかとのではないかと実際思うのですけれども、この金額以上は総合評価とすると決めているとのことですが、今のご説明だと、その中でも６割を目安にしていたということ。つまり金額というものを、総合評価とするか否かの指標として持っておきながら、ここまでの高額案件で総合評価をしないとしてしまうと、全部を総合評

価にするには人手も足りないし現実的ではないとも思うのですが、やはりここまで高額案件を受注する業者さんに対しては、総合評価を一歩踏み込んでいく必要があるのではないかという意見でございます。

（事務局）

意見ということでしたけれども、技術管理課から一応お答えをさせていただきます。委員がおっしゃるとおり、総合評価というのは、今までのただの価格だけの競争から、技術力や会社の体制なども含めて、総合的に見るという点では、これからの時代に即したものと思っております。先ほど、説明のところで申しましたとおり、去年の９月から、契約課の発注案件については、特別な場合を除いて、すべて基本的には総合評価ということで運用させていただいております。

この総合評価というのは、私どものほうの確認作業ですとかの負担が大きく、一気に全部はなかなか広げられないところですので、今のところ、ランクをだんだん広げていく過程ということで、契約課の5,000万円以上ということでやらせていただいております。

（石塚委員）

ありがとうございます。少し高額なので、プライオリティが高いのではないかという率直な意見でございました。ありがとうございます。

（松岡委員長）

今のように総合評価方式を前向きに広げて導入していくということは、非常にいい動きだと思うので、２ページの入札改革にもぜひ、運用の変更があったのであれば記載していただいたほうがよかったのかなと思います。

（事務局）

おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

（松岡委員長）

続きまして、指名競争入札２件について、事務局の説明をお願いいたします。

（事務局）

秋葉区地域総務課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

資料29ページをご覧ください。抽出事案説明書④「建保第67号秋葉区役所消火ポンプユニット更新工事」について説明いたします。発注方式は指名競争入札、工事担当課は建築保全課です。予定価格は税抜きで729万円、落札金額は710万円、落札率は97.39パーセントでした。工事種別は管工事となります。

資料 30 ページをご覧ください。工事の概要についてです。本工事は、施設の長寿命化を図るための新潟市公共建築物保全計画に基づき、計画的な予防保全のため、消火ポンプユニットの更新を行うものです。

続いて、31 ページの入札情報につきましては記載のとおりとなっておりますが、１回目の入札が不調となったことから再入札となった案件となっております。

続いて、32 ページの入札・契約結果詳細をご覧いただきたいと思います。本件の指名競争入札では、指名業者 16 者のうち、辞退が 10 者、無効１者、超過２者、棄権１者となり、有効入札者２者のうち、より金額の低い入札者を落札者として決定いたしました。本件における辞退理由として、「ほかに工事を受注したため技術者の確保ができなくなった」、「自社では積算できないため」、「積算をしてみたら予定価格以上だったため」との理由を確認しております。また、工事担当課からは、本工事は利益率が高いとはいえず、他の空調改修工事など、利益率の高い工事へ業者が集中していることと、技術者の高齢化や人手不足により、担当技術者を新たに充てることが困難な状況にあったことが、辞退が多くなった要因であると推察されるとのことでございました。

以上で、抽出案件④の説明を終わります。

（事務局）

中央区総務課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

資料 33 ページをご覧ください。抽出事案⑤建保第 58 号「駅南コミュニティセンター消火ポンプユニット更新工事」についてでございます。発注方式は指名競争入札、工事担当課は建築保全課です。予定価格は税抜で 516 万円、落札金額は 510 万円。落札率は、98.84 パーセントでございました。工事種別は、管工事となっております。

34 ページをご覧ください。工事概要については、屋内消火栓へ水を供給するための既存の消火ポンプユニットを更新するもので、併せて既存機器の撤去を行う工事でございます。

内容といたしましては、今ほど秋葉区から説明のありましたポンプユニット更新工事と同様の工事になりますので、省略させていただきます。

次の 35 ページの入札情報につきましては、記載のとおりでございます。

次に 36 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。下段に記載の 13 者を指名し、11 者が辞退、１者が最低制限価格を下回り無効、有効だった１者が落札いたしました。落札率については、結果として有効だった業者が１者だったことから、98.84 パーセントと高い落札率になったと考えております。

確認できている辞退理由としては、「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」というものでございまして、工事担当課によると、技術者の高齢化、人手不足により、業者側も担当技術者を充てることができない現状があるということでございました。また、本工事は同じ管工事の空調改修工事などに比べ利益率が低いため、業者側からは比較的人気のない工事となっているのではないかという意見もございました。

今回応札した２者のうち１者については、はじき出した価格が最低制限価格を下回っていた結果、無効となったということでございました。

以上で、説明を終わります。

（松岡委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

これは長年の問題だと思うのですけれども、技術者不足の傾向が多いように思うのですけれども、技術者不足対策について、もし市が取り組んでいることがありましたら、概要をご説明いただければと思うのですが。

（事務局）

技術者不足というのは近年指摘されておりますけれども、今年度、業界団体、建設業協会と一緒に、技術不足を課題と捉えていますので、市と業界団体と一緒になって、解消をしていこうということで、今年度から事業を予定しております。

（松岡委員長）

今までは、業界団体との協議みたいなのはなかったけれども、今年度から新たに取り組まれるということでしょうか。

（事務局）

意見交換の場は毎年設けておりますけれども、具体的に昨年、そのような要望がございましたので、こちらのほうでも予算を確保いたしまして、今年度から取り組むことといたしました。

（松岡委員長）

すばらしい取組みだと思いますけれども、その場では、例えばこういった入札条件とかにしていただければ、我々も技術者がいない中で落札しやすいのだけれどもみたいな、そういった議論も含めてやられる予定なのですか。

（事務局）

そのような要望は頂いておりますけれども、そもそも技術者不足もありますけれども、技術者に限らず従業員の数が不足していて、建設業界全体として、なかなか人手が集まらないとい

うこともありますので、その対策として、今年度から連携して取り組む予定でおります。

（松岡委員長）

分かりました。ありがとうございました。

続きまして、随意契約１件について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

引き続き、中央区総務課の高橋から説明させていただきます。

資料の 37 ページをご覧ください。抽出事案⑥施設第 107 号「関屋中学校特別教室空気調和設備設置ガス設備工事」について説明いたします。工事担当課は施設課。予定価格は税抜で 1,210 万円、落札金額は同額です。落札率は、100 パーセントでした。工事種別は、管工事です。

選定した相手方は資料のとおり、北陸瓦斯株式会社新潟供給センターでございます。

38 ページをご覧ください。工事概要は、関屋中学校の特別教室にガス式の空調設備を新設するため、ガスメーターやガス配管を設置する工事でございます。

次の 39 ページの入札情報につきましては、記載のとおりとなっておりますが、随意契約の理由としては、本工事は、ガス事業法第 48 条及び北陸瓦斯託送供給約款Ⅵ－33 項により、他者が施工できないということになっております。地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号、性質または目的が競争入札に適しないという理由でございます。ガス工事につきましては、ガス事業法によって託送供給に係る料金、その他供給条件について、託送供給約款を定め、経済産業大臣の許可を得る必要がございます。北陸瓦斯株式会社もこの託送供給約款の中で、供給区域内のガス工事につきましては、北陸瓦斯株式会社に申し込むこと、ガス工事における設置所有者の費用負担については約款に定められた算出方法に基づき負担することを規定しております。

予定価格につきましては、北陸瓦斯株式会社から提出されました見積、これが約款に基づくものでございますので、それに基づいて設定し、随意契約となるため、落札率が 100 パーセントとなったということでございます。

以上で、抽出事案⑥の説明を終わります。

（松岡委員長）

ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問はございますでしょうか。

（石塚委員）

ご丁寧なご説明ありがとうございました。１点だけ質問なのですが、この予定価格は実際出

してもらっているということなのですけれども、積算根拠について、やはり市のほうでも、例えば市場と相見積をとるとか、予定価格の妥当性について、どのように担保していらっしゃるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（事務局）

これにつきましては、その辺のところも、すべて約款で定義されておりますので、市場等と比較しても、北陸瓦斯株式会社については、その価格であるということになりますので、その辺の担保というところは、先ほども説明しましたけれども、積算を調査するということではなく、北陸瓦斯株式会社からの見積をもって予定価格としているところでございます。

（松岡委員長）

ありがとうございます。要するに、ガス事業というのは危険性が高いので、法令等で約款が決まっていて、それで算定根拠も決まっているのでということですよね。

（事務局）

そのとおりでございます。

（松岡委員長）

ただ、そうなると、37 ページで見積合わせと書いてあるのですが、市も見積もりしたのですか。そもそも約款で決まっていれば合わせる必要もないかと。

（事務局）

見積合わせではなくて、北陸瓦斯から提出された見積に基づいて予定価格としているところでございます。

（松岡委員長）

そうすると、約款に基づく算定が間違ってないかだけチェックする作業だけということですよね。了解しました。

ほかの委員の先生方から何かございますか。

（坂本委員）

今日の全体についてお伝えしたいというか、今回、辞退の件数がけっこう多かったのですけれども、その理由として、人手不足だったりとか、技術者不足だったりとか、ほかの工事を受注したという理由がほとんどだったのですけれども、私がお伺いしている建設業者さんも、やはり人手不足だとか、高齢化だとか、技術者不足というのはかなり切実な状況でいらっしゃるので、ぜひ、先ほどの建設業協会さんたちとの意見交換会などで、人が集まるようなかたちにしていただければというのが願いですので、ぜひよろしくお願いします。

（松岡委員長）

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

以上で、抽出事案の審議はすべて終了いたしました。

今ほど、坂本委員から全体に関するご意見がございましたけれども、本日の委員会において、全体に関する質問や市の入札、契約制度について、ご意見などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

意見はないということですので、最後に、次第２「その他」について、事務局は説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局から連絡いたします。今年度第２回の開催について、次回の定例会議は、令和８年 11 月を予定しております。時期がきましたら、事務局のほうから、日程調整のご連絡をしますので、よろしくお願いいたします。

もう１点、次回の当番委員についてですが、審査対象工事を提出していただきます次回の当番委員については、今井委員にお願いしたいと思っております。本日、今井委員はご欠席ですので、事務局のほうからご連絡をいたします。

（松岡委員長）

それでは、以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となりますので、閉会とさせていただきます。スムーズな議事運営へのご協力、ありがとうございました。お疲れさまでした。